



第 17 号

発行人 濱野 吉生

編集人 菅原 哲朗

日本スポーツ法学会事務局

〒186-0004 東京都国立市中一-一九一八

第七叶ビル五F

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二-五八〇一-三五一

FAX 〇四二-五八〇一-六二七五

日本スポーツ法学会

第八回大会盛大に開催される

二十世紀最後の大会は十二月十六日(土)早稲田大学国際会議場において開催された。統一テーマは、「スポーツ事故をめぐる諸問題」である。

一 自由研究発表

三階第一会議室において諏訪伸夫会員(筑波大学)の司会により二件の報告があった。

森浩寿会員(日本大学)による「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」と題する報告は、スポーツ紛争の好まし

い解決方法の手がかりをオーストラリアに求め紹介したものであった。まず、一九九二年にムア(オーストラリアスポーツ連合会長)が提示した紛争の分類として、(一)競技者とスポーツ団体(選考、移籍、処分、差別、契約)、(二)スポーツ管理者間(連邦レベルと州レベルの団体間、州レベルの団体間など)、(三)スポーツと商業的利益関係(スポンサー・マーケティング、放映権の問題)、(四)スポーツ間(公共施設の使用を巡って)、

(五)スポーツと政府(補助金問題)、(六)ドーピング問題(現在ではもっとも大きな問題)、(七)事故の問題(保険や損害額の算定)をあげ、それぞれの紛争について解説された。ついで紛争処理の選択肢として、(一)裁判所、(二)行政不服審査所、(三)団体内審判、(四)国際スポーツ仲裁裁判所オセアニア支部、(五)スポーツ紛争処理センターがある述べた。紛争の処理についてはしばしば法律が関与し、例えば、各州の社団法も

団体が処分する際に聴聞を保障し、異議を受け付ける制度についても整備を義務づけているとし、オーストラリア・アンチドーピング機構や補助金配分権限を持つオーストラリア・スポーツ委員会との紛争は連邦法により行政不服審査所を経由して連邦裁判所へ上訴できるといふ。

日本では国や自治体は団体の自治を尊重して明文で縛りかけず、学説で対応しており、現在JOCが中心となって設立を進めている国内ドーピング機構も財団法人の形式をとるので行政訴訟にはならない。また、国際的な紛争はオセアニア支部(仲裁裁判所)、国内の紛争は紛争処理センターに出される傾向があるとされる。一九九五年に設置された紛争処理センターが、オーストラリア・オリンピック委員会、オーストラリア・スポーツ委員会、オーストラリア・スポーツ連合、オーストラリア・スポーツ法学会の四分の一ずつの出資により株式会社の状態をとり、オリンピック委員会とス

ポーツ委員会が出す補助金と専門家としての登録料(三〇〇〇円程度)、申立人が払う利用料(六〇〇〇円程度)が運営費にあてられているとされる点は興味深い。熟練した専門家により仲裁・調停・紹介・斡旋などが安価で、短期間に処理されているようであり、日本においても本学会がこのような形で紛争解決に寄与できそうにも思われ、有益な資料を提供されたといえるだろう。

高橋雅夫会員(東亜大学)の「EUにおける放送政策とスポーツ」と題する報告は、衛星放送に代表される有料テレビ業者の独占放送によって国民的なスポーツを有料で見られなくなる事態にどう対応すべきかという問題意識に立って、EUの法を紹介したものであった。テレビ放送やスポーツに関して、EUは競争法八一条(競争阻害行為の禁止)・八二条(支配的地位の濫用禁止)、EC条約四七条二項(自由業参加の自由)などを定め、特に後者は「サービ

ス提供の自由」に関連する。また欧州人権条約一〇条は放送を流したり受けとる自由を保障しているが、EC条約四六条は外国の放送事業者に対して公秩序・公共の安全・保健上の理由で規制することを認めている。そのためある国が流した放送が他の国の業者の独占放送権を害する事態が起こる。一九八九年の「国境なきテレビ指令」では自由放送を認め、産業政策的な観点から番組の政策や流通を容易にする送りの調整が図られたが、九七年の改正によって受け手(消費者)に対する配慮が加えられた。三a条では、各構成国がその社会にとって非常に重要と見られるものについて生中継か事後放送かを決めてリストを作成し、欧州委員会の審査を経て官報に掲載され、他の国はそのリストを尊重し国内の業者との調整をなすべき勧告がなされた。これによって一定のスポーツについて構成国の自主性を尊重しつつ独占放送権を規制することになり、スポーツ文化

の保護を図ったといえようが、九八年には暗号化された放送について業者の利益を保護する勧告も出されており、業者の利益と無料で見る市民の利益のバランスはなおも流動的な状況にあるといわれる。業者の利益はスポーツ連盟の収入増を意味するが、ただで見ることができなため人気低下するマイナス面も考慮される必要がある。インターネットによる情報伝達についても放送に類するから独占権が問題になってくる可能性があると指摘された。

二 総会

野間口英敏会員(東海大学)が司会を担当した。濱野吉生会長(早稲田大学)の挨拶は、本学会の任務について、(一)国家法と固有法の境界と相互の役割の解明、法解釈や法理論の研究ばかりでなく、(二)広く成果を社会に公開してトラブルや事故を防止し、場合によっては仲裁にあたることも含まれるとし、今回のテーマである「スポーツ

事故を巡る諸問題」もそのことを強く意識したものであると述べられた。その後、菅原哲朗事務局長(弁護士)から二〇〇〇年度の活動報告があった。会員数は二三三名であること、三部会合同研究会(夏期)やADR研究専門委員会(秋期)の開催、学会のホームページの開設、『指導者のためのスポーツジャーナル』の論文掲載の継続、学会関係者による「スポーツの法律相談」(青林書院)の発刊などが報告された。ついで二〇〇一年度の事業計画案が提案された。前年度に続いて各研究専門委員会や合同研究会の開催、雑誌の掲載の継続のほか、二月にはジュニアスポーツフォーラムを開催すると述べ、スポーツ法を広く一般に知ってもらい学会の支持基盤を確固たるものにしていく方針を示された。引き続き、二〇〇〇年度の会計報告と二〇〇〇年度の予算案が提案され、会員の賛同を得た。

佐藤千春 記

基調講演

日本スポーツ法学会第八回大会基調講演は、次の二名の会員によって行われた。まず池井優会員(慶應義塾大学)が「スポーツ代理人—その起源・発展・問題点—」と題して講演した。

アメリカのプロスポーツにおいては、一九二〇年代にプロフットボール選手が代理人として契約を締結をしたことから始まり、現在では大リーグなどのプロスポーツ界において広範に代理人制度が用いられている。当初は、スポーツ代理人になる資格について制約がなく、代理人契約に関するルールもなかった。しかし、一九八七年には、①複数年委任契約の禁止、②委任事務経費の公開、③代理人手数料は一〇%以内というルールが制定された。また、プロスポーツ毎に、①事前登録、②セミナー参加、③試験に合格すること、④保証金の納付などを義務づけた代理人資格を決めている。

日本プロ野球界では、一九九一年に選手会が問題提起をし、古田選手が一九九二年に代理人による

交渉を求めたが、球団はこれを拒絶するなどの経過があった。選手会側は、代理人制度は球団との交渉に慣れていない選手の救済になると主張し、一方、球団側は年棒高騰と球団経営への圧迫になるとして抵抗を続けた。しかし、二〇〇〇年十一月、オーナー会議で①二〇〇〇年オフに限定、②代理人は日弁連所属弁護士に限定、③初回交渉については本人が必ず同席、④一人の代理人が複数選手と契約することは認めない、との条件付ながら代理人による交渉を正式に肯定した。

球団側は代理人制度に対して強い嫌悪感を示しているが、代理人による交渉を行う選手が増加し、試合数増加分のベアスアップ要求、年俸に対する消費税の内税から外税への変更などの新しい要求が出されるようになった。

金銭的な面の交渉のみならず、選手がプレーに専念できる環境の獲得を含めて、選手のためになる代理人制度が検討される必要があると今後の問題点を指摘した。

萩原金美会員(神奈川大学)が「スポーツ事故と仲裁」と題して講演した。

千葉すず選手と(財)日本水泳連盟との間のオリンピック代表選手選考をめぐる争いがCAS(スポーツ仲裁裁判所)の仲裁に持ち込まれたことを契機に、裁判外紛争処理(ADR)に対する関心が高まっている。ADRには仲裁と調停とがあり、仲裁は、事前に仲裁判断に従うという当事者の合意が、調停は解決案についての当事者が合意がある点において差がある。

仲裁は訴訟と比較すると、仲裁判断に対する不服申し立てができない、仲裁判断がでるまでの期間が短いとの点において解決が早いが必要とする費用は必ずしも低額ではない。

調停は訴訟と比較すると、断定的な解決でなく柔軟な解決が可能である。

日本における現実のスポーツ事故紛争処理においては、訴訟とADRとの併存する制度が求められている。スポーツ法学会会員には、単に学問を探究するのみならず、学問成果を社会に還元できるように

な役割が求められていると問題提起をした。

シンポジウム

シンポジウムは四人から提言を受けて討論が行われた。

井上洋一会員(奈良女子大学)は「アメリカのスポーツ事故判例」と題して報告をした。

アメリカにおける傷害者数から見たスポーツ事故の現状、並びに、この一年のアメリカスポーツ法学会ニュースの中で掲載された全不法行為判例91件中、71件がスポーツ事故判例であり、スポーツ事故紛争は相当の割合を占めていることが紹介された。近年のアメリカにおけるスポーツ事故判例としてはプール事故と指導監督との関係が注目され、事故の予防という点では、安全実践やガイドラインの遵守が指摘されている。争点としては、免責条項、指導者の高度な注意義務、比較過失の法理、政府免責の理論などがあると紹介された。

入澤充会員(東京女子体育大学)は「日本のスポーツ事故判例(刑事責任)」と題して報告をした。

スポーツ事故において刑事責任を追及された事件は、しごきや暴行などを除けば、少数でしかない。スポーツは危険を内包し、事故は避けがたいものではあるが、全ての事故が刑事上免責されるものではなく、指導者、管理者に過失が肯定される場合には、業務上過失致死傷罪に該当する場合がある。

指導者たる教員の刑事責任が問題になった判例を通じて、①事故が予想されるか、②事故が予想されるとしても被害が予想されるか、③予想される被害が甚大なものか否か、④致命的であるか否か、⑤回復しがたいか否か、などの視点から指導者の過失が判断されていることが紹介された。

高島秀行会員（弁護士）は「日本のスポーツ事故判例（民事責任）」と題して報告をした。

最近二年間のスポーツ事故について、加害者と被害者との類型を、①競技者—競技者、②競技者—指導者または主催者、③競技者—施設管理者、④スポーツ施設従業員、競技者またはスポーツ施設経営会社に分類をした上で紹介をした。

判例の評価としては、指導者の過

失の成否については一審と控訴審とが別れているケースがあり、義務内容を確定する作業が困難であること、施設の安全性についても判例上統一的な判断がなされていないとの紹介がなされた。

日野一男会員（実践女子短期大学）は「スポーツ固有法とスポーツ事故の防止」と題して報告をした。

競技団体などでは、ルールを守っている範囲では事故は生じていないが、学校教育の場面においてはルールが必ずしも守られていない現状が紹介された。具体例としては、①学校においては、ソフトボールにおけるダブルベース（一塁のクロスプレーを避けるために二つのベースを使用する）ルールを知らなかったり、実施していないこと、マスクやプロテクターの装着がなされていないこと、②ルールではサッカーゴールを固定することが義務づけられているにもかかわらず、学校においては十分固定されていないこと、すねあてなどの装着もなされていないこと、などが紹介された。

四人からの提言を受けて活発な討論がなされた。

望月浩一郎 記

A D R 研究専門委員会報告

日本スポーツ法学会 A D R (Alternative Dispute Resolution) 研究専門委員会は、二〇〇〇年十月二十四日神奈川大学法学部にて第一回研究会を開催した。

当日は濱野吉生会長をはじめ神奈川大学法学部の教職員をはじめ十数名の会員及び一般参加者が出席した。冒頭、濱野会長が本専門研究会の設置意義と活動への期待を述べ、続いて三本の報告と質疑が熱心に交わされた。

報告は萩原金美会員（本専門研究会委員長）が「A D R について」、日野一男会員が「スポーツ事故と紛争解決」、森浩寿会員が「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理センターの機能について」それぞれ行った。

萩原会員は、裁判所で行われる裁判に代わるものとして裁判所の外で紛争解決する機関としての「仲裁」が世界的に注目されている。また仲裁は自らの信頼できる人を選んで「裁判」をしてもらうところが国家による裁判（裁判官を選べない）と

違い、しかも「仲裁」が国家による裁判といわば「紛争解決市場における様々な紛争解決方式の共存」する存在になっていると述べ、スポーツをめぐる紛争を解決するには、双方の信頼を受けて合意の調達の努力をすることが大事であるから、それには仲裁制度の利用が適していると報告した。

日野会員は、二つの事故事例を紹介した。一つは、東京第二弁護士会の仲裁センターを利用し、二回の仲裁で和解が成立したハンドボール事故の事例。二つ目は本来なら仲裁機関を利用すれば早く解決したであろう野球部の事故事例を紹介した。その上でスポーツ事故と仲裁機関の在り方及び効果性を報告した。

森会員は、「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理センターの機能について」報告した。オーストラリアのスポーツ紛争処理制度は、オリンピック委員会とオーストラリア・スポーツ委員会、スポーツ法学会が協同で設立したスポーツ紛争処理センターとスイス・ローザンヌに本部のあるスポーツ仲裁裁判所の常設の支部があり紛争処理に当たっていると報告した。

入澤充 記

ジュニアスポーツの育成と

安全・安心フォーラム

平成十三年二月四日、東京品川プリンスホテルにおいて、日本スポーツ法学会、(財)日本体育協会日本スポーツ少年団、(財)スポーツ安全協会の主催で「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」が開催された。

午前十時より宮田守夫(財)日本体育協会日本スポーツ少年団副本部長と濱野吉生日本スポーツ法学会会長の挨拶、菅原哲朗会員の挨拶の後、小笠原正日本スポーツ法学会副会長による「スポーツの法文化性と子どもの安全」の講演が行われた。昼食を挟んで「新時代(二十一世紀)のジュニアスポーツ活動の安全・安心対策」と題して、座長を伊藤堯日本スポーツ法学会理事(前会長)、出席者として秋山エリカ(東京女子体育大学講師)、山岸二三夫(日本スポーツ少年団常任委員)、中嶋寛之(日本体

育大学大学院教授、医師)、諏訪伸夫会員、望月浩一郎会員によ

ってフォーラムが行われた。会場の質問者からは、指導者の法的責任についての質問など、実際の指導現場で考え得る問題についてなど活発な質問がなされ、会は盛会のうちに午後三時三〇分に終了した。

中田誠 記

理事会議事要録

二〇〇〇年 第五回

日時：平成十二年十月二日(土)

場所：総合スポーツ研究所

出席理事：濱野吉生、菅原哲朗、佐藤千春、湯浅道男

委任状提出：小笠原正、伊藤堯、井上洋一、坂本重雄、諏訪伸夫、永井憲一、萩原金美、森川貞夫、山田二郎、

議題
一、新入会員に関する件
以下の一名が承認された。
・大川 宏(弁護士)

現在の会員数が二三三名であることが報告された。
二、第八回大会に関する件

日時：平成十二年十二月十六日(土)

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：スポーツ事故をめぐる諸問題

総会で報告される二〇〇〇年度事業報告および決算、二〇〇一年度事業計画案および予算案が、原案通り承認された。
三、その他

年報第七号は、十一月末製本をめぐりして作業が進んでいることが報告された。
*二〇〇一年第一回理事会予定：二〇〇一年二月三日(土) 午後二時より総合スポーツ研究所にて

野野 堯 著

¥3,150 (税込) スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第3版

スポーツアクシデント

東京女子体育大学名誉教授
伊藤 堯 著
(日本スポーツ法学会理事)

体育授業中の水泳スタート練習中での事故
夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故
国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故
テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求
など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014港区芝2-27-8-1F 体育館出版 販売部
FAX 03-3457-7112 E-mail: books@taiku.co.jp
お問合せは ☎03-3457-7122

記入事項 (書籍名/住所/購入者氏名/連絡先電話番号)

Q&A形式でズバリ解答するスポーツ法律百科

スポーツの法律相談

〈青林法律相談 28〉

2000年10月刊 A5判・並製カバー・350頁

定価 (本体3,300円+税)

伊藤 堯・濱野吉生・浦川道太郎・菅原哲朗 編

スポーツ活動中の事故、その責任問題についての問題点と解決策はもとより、プロ選手の契約、スポーツ仲裁裁判所等、あらゆるスポーツの法律問題収録。

東京都文京区本郷6-4-7 (株)青林書院

TEL:03(3815)5897 FAX:03(3814)1316 http://www.seirin.co.jp

二〇〇一年 第一回

日時：平成十三年二月三日（土）
場所：総合スポーツ研究所
出席理事：濱野吉生、菅原哲朗、伊藤堯

委任状提出理事：小笠原正、井上洋一、坂本重雄、佐藤千春、永井憲一、森川貞夫、山田二郎

議題

一、新入会員に関する件
以下の四名の入会が承認された。

・和田隆夫（大阪体育大学短期大学部）

・滝沢進（株式会社ディックルネサンス）

・佐藤正男（東北福祉大学総合福祉学部）

・吉田隆之（愛知県教育委員会）

現在の会員数が二三四名であることが報告された。

二、第九回大会に関する件

日時：平成十三年十二月十五日（土）

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：アマチュアスポーツをめぐる法律問題

報告者は、三役で検討し、次回理事会で正式決定する。

三、年報八号に関する件

従来通り、早稲田大学出版部より

発行する。

四、ホームページに関する件

正式にオープンしたことが報告された。

アドレスは、<http://soc-pe.nitai.ac.jp/users/morikawa/jsa/>

五、夏季合同研究会に関する件

日時：平成十三年七月二十八日（土）
午後一時～三時三十分

場所：未定

テーマ：プロスポーツをめぐる法律問題

六、その他

会報の広告掲載については昨年通り。

スポーツ事故判例研究専門委員会について

第一回研究会が、平成十三年四月

二十一日（土）午後二時～四時の予定で、早稲田大学人間総合研究センター分室で開催される。

次回理事会は、平成十三年四月二十一日（土）午後一時～、早稲田大学人間総合研究センター分室にて。

学人間総合研究センター分室にて。

事故判例研究委員会のお知らせ

委員長 山田二郎

事故判例研究専門委員会では次のとおり研究会を開催致しますのでご参加いただけますようご案内申し上げます。

記

日時 二〇〇一年四月二十一日（土）午後二時～四時

場所 早稲田大学人間総合研究センター分室（東京都新宿区戸塚町一〇一〇一高田牧舎2F）

内容

1 大阪地判平成11年7月9日高野山高校野球部活動中の事故判例（判時1720号161頁）
報告者：吉田勝光会員

2 福岡地判平成11年9月2日福岡県立春日高校騎馬戦事故判例（判時1729号80頁）
報告者：小谷寛二会員

3 討議

不明な点は事務局（042-580-1351）へご連絡下さい。（10時～16時）

会場の準備の都合がありますので、御参加を予定される会員の方は、おそれいりますが、参加される旨を事務局宛事前にお知らせいただけるようお願い致します。



2001 スポーツ六法 伊藤 堯・山田良樹 編
新訂版 B6版 本体 2857円

基本法はもちろん、スポーツのあらゆる場面を想定した条例・規則・通達等多数収録！
体育・スポーツ事故判例、保険制度等の資料もさらに充実、関係者必携の書！

- 第一編 基本法 [スポーツ基本権について]
- 第二編 スポーツ振興 [21世紀におけるスポーツ振興の重要性]
- 第三編 事故・責任 [スポーツ事故をめぐる法的諸問題]
- 第四編 スポーツ安全 [スポーツ振興と事故対策の重要性]
- 第五編 学校スポーツ [学校における体育・スポーツ事故と教師の対応]
- 第六編 組織・運営その他 [スポーツ行政関連法令の体系と多様化するスポーツ]
- 資料編 体育・スポーツ関係表／文部省体育局所管法人一覧／保険制度一覧／体育・スポーツ事故判例一覧／事故判例の取り扱い方／保健体育審議会答申等一覧／関係法令等

〒171-0042 東京都豊島区高松2-8-6 TEL (03) 3955-5175
道和書院 FAX (03) 3955-5102

早稲田大学教授 濱野吉生 著

体育・スポーツ法学の諸問題

A5判／二三三頁／本体2000円

体育・スポーツ法学の諸問題

B6判／二三八頁／本体2200円

東京都新宿区西早稲田一四一―二六
TEL 〇三―三三〇三―三三三二七
FAX 〇三―三三〇三―三三八八

前野書店